

文京区監査基準に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和3年8月25日

文京区監査委員	竹澤正美
同	松本理恵子
同	松丸昌史

#### 1 審査の対象

令和2年度文京区内部統制評価報告書

#### 2 審査の着眼点

監査委員による令和2年度文京区内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）の審査は、文京区長が作成した報告書について、その評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

#### 3 審査の実施内容

報告書について、文京区長及び内部統制評価部署から報告を受け、文京区監査基準に準拠し、地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部署に説明を求めた上で、審査を行った。また、定期監査等において得られた知見を利用した。

#### 4 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

#### 5 備考

報告書において重大な不備と評価された児童手当等の過払・未払の事故については、システム構築時から長期間にわたり誤りの運用がなされていたこと、これにより多くの受給者及び区に影響を与えたこと、また影響額としても大きいことから、監査委員においても運用上の重大な不備に該当し、令和2年度の内部統制は有効に運用されていないものと判断する。

これに付随し、今回の審査に関し以下のとおり意見を付す。

まず、評価の方法についてであるが、適切な評価結果の説明や客観的な重大な不備の判断のためには、内部統制の重大な不備と評価した、あるいは不適切な事項について重大な

不備と評価しなかった具体的な根拠について、区の説明責任を果たすため報告書又は附属資料において明確にすることが望まれる。

なお、監査委員による適正な審査を行うため、評価手続が適時、適切に実施されたことを示す評価担当部署等による評価作業の実施記録や個々の評価結果の根拠を表す文書等については審査に必要かつ十分な範囲で提供されることをお願いしたい。

次に、内部統制の整備についてであるが、まず、児童手当等の過払・未払の事故の原因は、システム構築の際に関係法令を適切に反映せずに所得算定データを設定したためであり、ICTの業務処理の際には情報の正確性を確保することが必要である。このためICTの業務処理については、業務レベルの内部統制及び全庁的な内部統制を、より適切に整備することが求められる。

また、個人情報流出事故のうち多くが、委託業務に伴って発生していることから、個人情報保護のためには受託事業者に対して適切に統制を行うことが必要である。このため個人情報に関する委託業務の所管部署及び契約事務の担当部署においては適切にリスク対応策が整備されることが望まれる。

さらに、監査委員が適時、適切に重大な不備の早期の改善又は是正を求めるため、運用上の不備に該当する事項、あるいは運用上の不備に該当する可能性のある事項が発生した場合は、評価部署又は関係部署から適宜、監査委員に報告されるよう検討されたい。

以上のような課題や制度上の改善事項、内部統制の不備等の解決に各職場、各職員が積極的に取り組むことで内部統制のレベルがさらに向上し、区民の区政に対する信頼の下、効率的かつ効果的に区民サービスを提供する基盤である内部統制制度が持続的に発展していくことを期待する。